

新たな市民参加推進計画
策定に当たっての提言書

平成23年2月

京都市市民参加推進フォーラム

目次

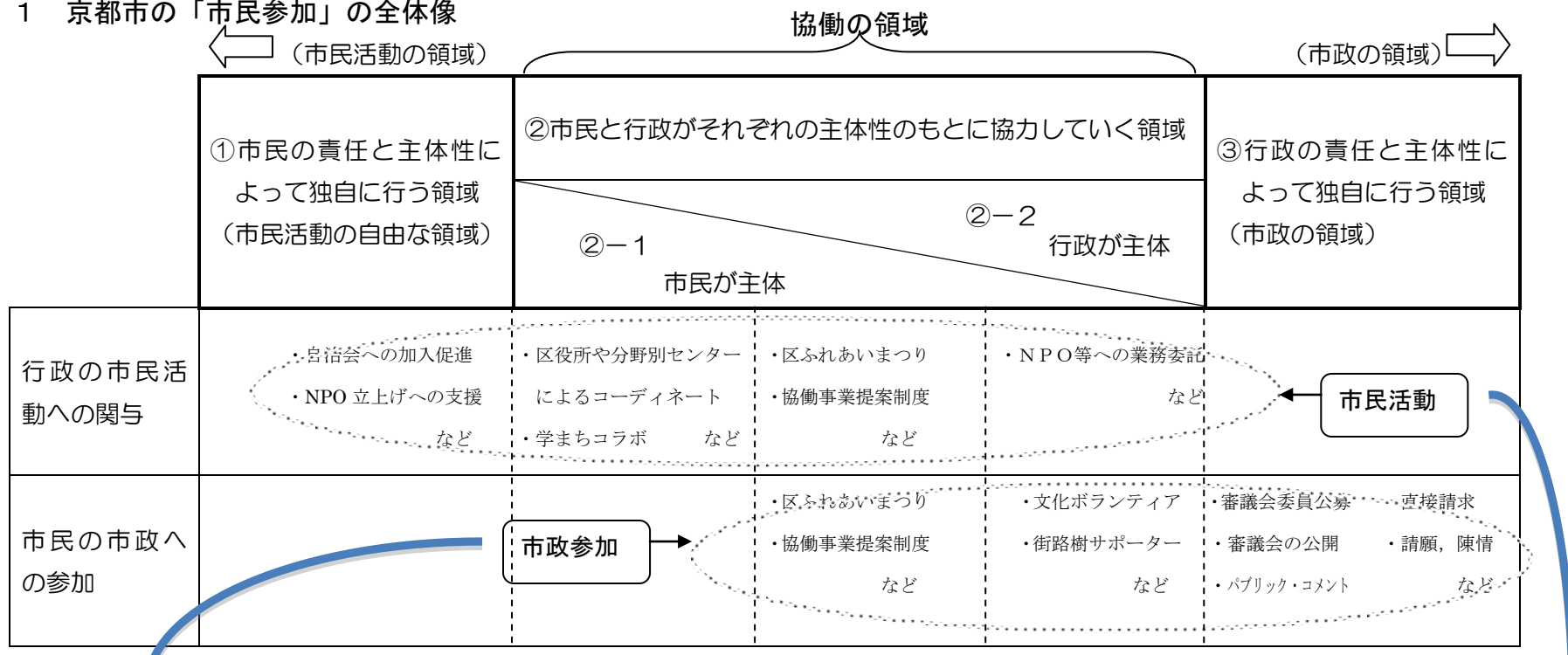
新たな市民参加推進計画策定に当たっての提言書の概要	1
はじめに	2
1 京都市の「市民参加」の全体像	3
2 市政参加	6
(1) 市政参加の意義	
(2) 市政参加の現状と評価	
(3) 市政参加における取り組むべき対策	
3 市民活動	15
(1) 市民活動の意義	
(2) 市民活動の現状と評価	
(3) 市民活動における取り組むべき対策	
4 情報提供と公開	28
(1) 情報提供と公開の意義	
(2) 情報提供と公開の現状と評価	
(3) 情報提供と公開における取り組むべき対策	
5 行政における庁内の推進体制	31
(1) 庁内の推進体制確立の意義	
(2) 庁内の推進体制の現状と評価	
(3) 庁内の推進体制における取り組むべき対策	
資料編	33

「市民参加」とは？

市民の市政への参加（市政参加）と市民による自主的なまちづくり（市民活動）を指します。

新たな市民参加推進計画策定に当たっての提言書の概要

1 京都市の「市民参加」の全体像



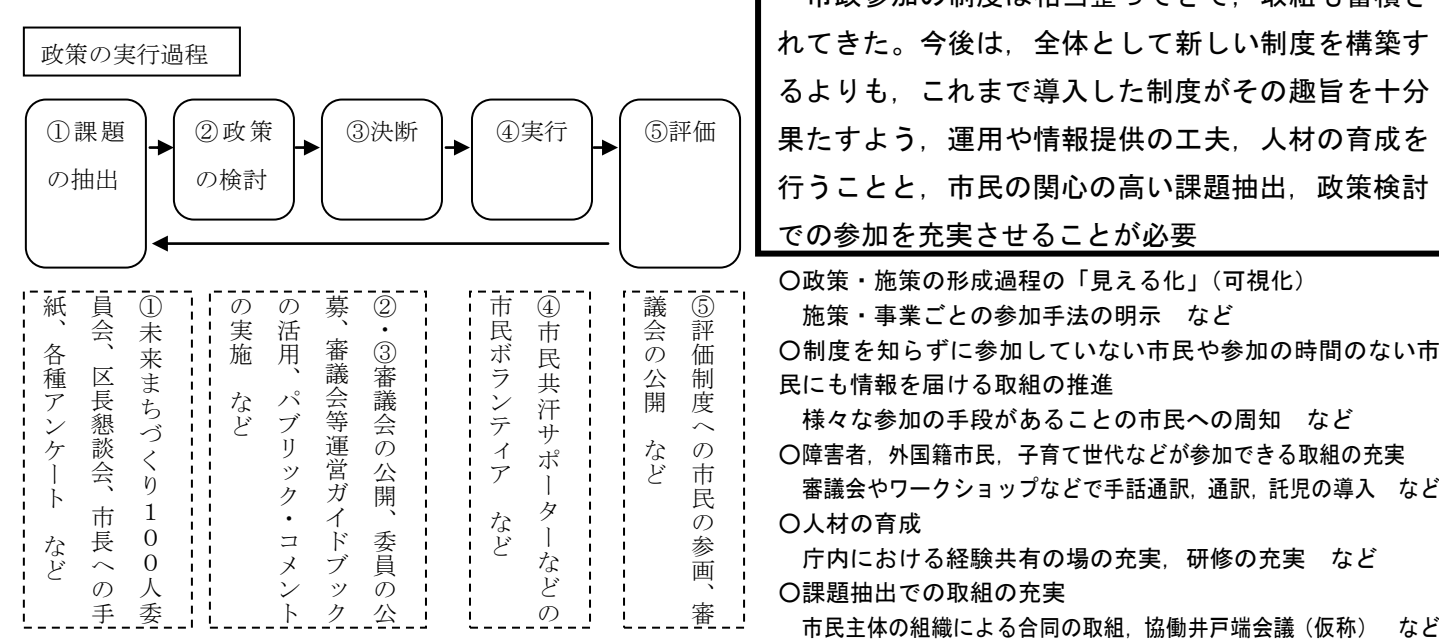
これまでの成果

- 市民参加の制度は相当に整い、取組を蓄積させてきた。
 - ・ 公開できる審議会はすべて公開し、市民公募委員の参画も拡大
 - ・ パブリック・コメントの着実な運用
 - ・ NPO 法人が年々増加するなど、市民活動は盛んになっている。
 - ・ 市民参加の取組を積極的に進めることを多くの市民が望んでいる。

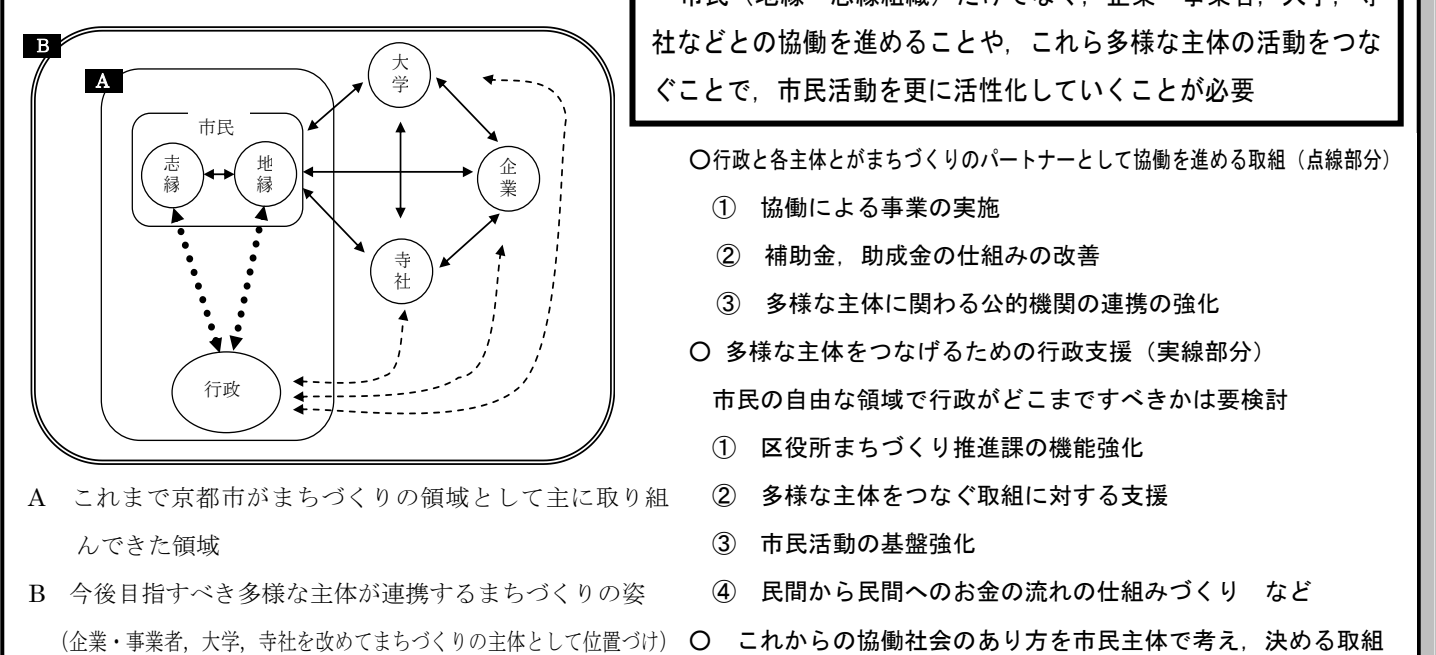
今後の課題

- 市民に市民参加の実感が乏しい。
 - ・ 市民生活実感評価では市民参加の評価が低い。
 - ・ 参加の制度についての認知はまだ高くない。
 - ・ 市民が参加したいと思ったときに的確な情報が届いていない。
 - ・ 時間がないため参加ができないという市民が増えている。
 - ・ 企画の段階での参加の仕組みの充実が必要である。
- 地縁活動（自治会・町内会など）の担い手や後継者が不足している。
- 地縁活動と志縁活動（NPO など）などとの連携が十分でない。
- 参加を生かす運用がなされなければ、形式的な参加や動員になる。

2 市政参加

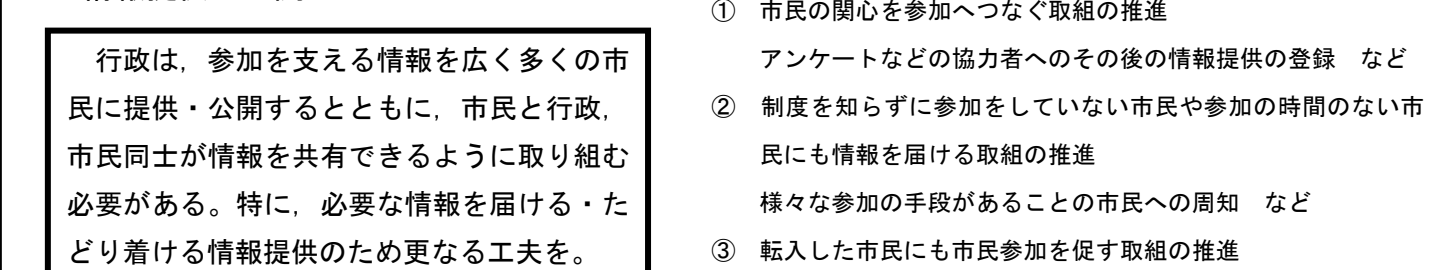


3 市民活動

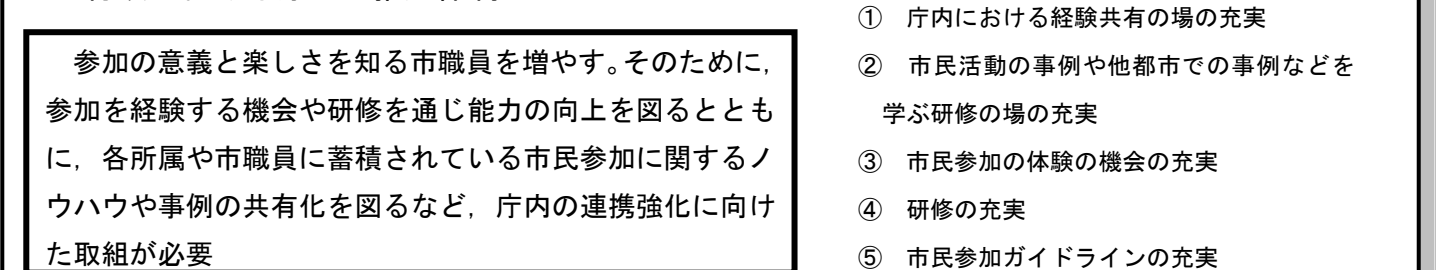


これらを支えるために

4 情報提供と公開



5 行政における庁内の推進体制



～はじめに～

私たちは、社会の様々な「仕組み」の上に暮らしています。地域や暮らしに生じる無限の課題は、市民の自由で自発的な自治の領域で、あるいは、市民による信託を受けた市政の領域で、解決を目指し取り組まれています。ゴミの出し方や子育て、介護といった暮らしのあらゆる場面で、私たちは「仕組み」を共有し、利用し、また自ら提供する主体となっています。市民は、自治体の主権者であると同時に、社会のメンバーとして、地域や暮らしに生じる課題の当事者なのです。このことが、「市民と市民」又は「市民と自治体」が課題の解決に向けて互いに連携・協力する「協働型社会」を目指す大きな動きにつながっています。

京都市では、平成13年12月に「京都市市民参加推進計画」を策定し、また、平成15年8月に「京都市市民参加推進条例」を制定して、全市的に市民参加の取組を推進してきました。

この間、審議会の公開や委員の公募、パブリック・コメントの制度化をはじめとする市民の市政への参加の取組や、市民活動総合センターの設立や各区役所への地域まちづくりアドバイザーの配置等による市民の自主的なまちづくり活動の支援が実施されて、京都市の市民参加の前進を支えてきました。

一方、新たな状況も見えてきました。市政への参加は制度として整ってきたものの、それを生かす運用の向上がなければ形だけのものとなってしまいます。また、京都では、地域の課題が指摘されつつも、自治会や町内会といった地縁組織の活動やNPO等による活発な市民活動に加え、近年、企業・事業者や大学、寺社などが地域を活動の場としてつながり共に取り組む事例も増えており、「協働型社会」の担い手が広がっています。行政は、市民活動が展開されている市民自治の領域に干渉せずに市民活動を側面からサポートする方法や、これら多様な主体と同じ「協働社会」を担うパートナーとしての関わり方について、多くの市民と議論を重ねて確立していくことが目指されます。

この提言では、京都市の市民参加を進めるための審議会である京都市市民参加推進フォーラムが、「京都市市民参加推進計画」による10年間の成果と課題を検証し、市民や市職員の意見を集めて議論を重ねて、京都市の市民参加が更に充実するための方策や工夫について検討し、取りまとめました。

市民や市民活動団体、企業・事業者、大学、寺社など京都の地域を形作る多様な主体と京都市とが、共に公共の担い手として、それぞれの役割や責任の下、豊かな連携・協力を広げ、より一層生き生きとした社会を実現する「新たな市民参加推進計画」の策定につながることを期待し、京都市に提言するものです。

京都市市民参加推進フォーラム

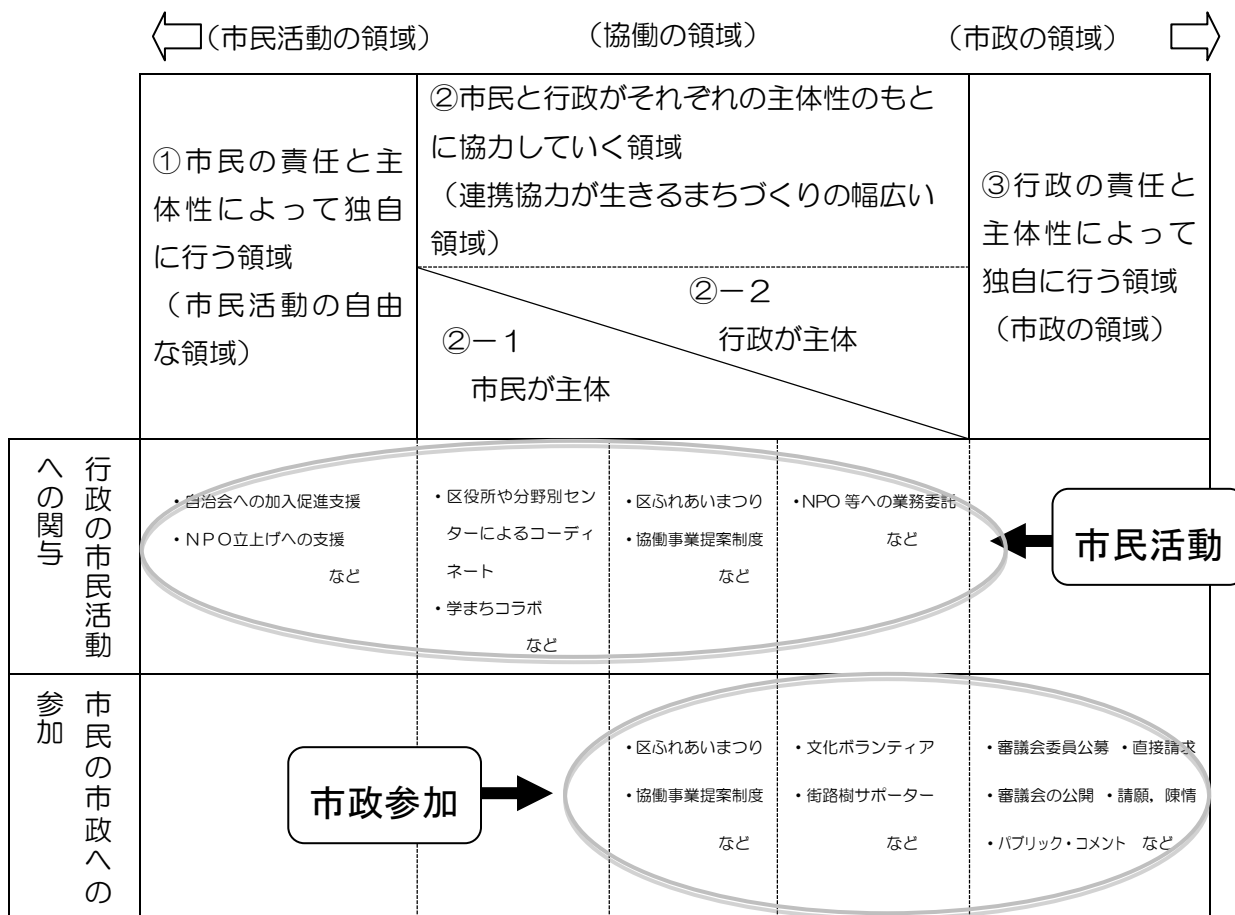
座長 土山 希美枝

1 京都市の「市民参加¹」の全体像

京都市は、「市民の市政への参加」（市政参加）と「市民による自主的なまちづくり」（市民活動）の両面から市民参加を推進することを基本原則としてきた。

市民活動と行政との関係から市民参加の全体像を示すと図1のようになる。

図1



¹ 京都市市民参加推進条例では、「市民の市政への参加（市政参加）」と「自主的なまちづくり活動（市民活動）」と定義している。

○ それぞれの領域について（図 1 の上半分）

① 市民の責任と主体性によって独自に行う領域…**市民活動の自由な領域**

市民をはじめ企業・事業者，大学，寺社など，様々な主体の自由な活動領域である。

市民は，自らの意思で活動する自由な領域を持っている。自治は国や自治体から与えられるのではなく，市民が本来持つ権利である。これは，国や自治体が不要不当に干渉することのできない，市民の自由な活動領域として示されている。

② 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力していく領域…**協働の領域**

①と③の間には，市民の活動と行政の活動が重なり合い，連携・協力によって効果が高まったり，負担が軽減されたりする幅広い領域があり，これを協働の領域と呼ぶ。

おおまかには，市民の発意や活動①から広がる②－１，行政の活動③から広がる②－２と見ることができる。

③ 行政の責任と主体性によって独自に行う領域…**市政の領域**

市民と市民が暮らす社会にとって欠かすことのできない政策や制度を実現するのが国や自治体の役目であり，そのために市民から資源や権限の委任を受ける。この領域では，市民の信託によりよく応え，またそれを明らかにするため，市政の情報公開と市民の市政への参加を進める必要がある。

○ 「行政の市民活動への関与」と「市民の市政への参加」（図 1 の下半分）

・ 行政の市民活動への関与…**市民活動**

市民をはじめ企業・事業者，大学，寺社など，様々な主体が公共の領域で行う活動に対して，行政や市民活動総合センターなどが行う情報提供や助言，助成などの支援のほか，本来市民の自由な領域である NPO 法人の立上げなどに対する支援にも取り組んでいる。①の領域における行政による支援は，市民の自由や自治を阻害したり不要に干渉したりせず，必要なときに側面から行うべきであり，②の領域においても互いの主体性を尊重するパートナーシップに立つことが前提となる。

・ 市民の市政への参加…**市政参加**

審議会委員の公募や直接請求などのように，行政の責任と主体性によって行う領域（③）への市民の参加の制度のほか，文化ボランティアなどのように，市民の意欲や力を行政の施策，事業に生かしていく②の協働の領域における参加の取組が進められている。③の領域では，市民は主権者として，市政への参加や情報公開について等しく関わる権利を持つ。行政は，市民の市政への参加によってよりよい形で

市民の信託に応えることが可能になるため、これを推進することが求められる。

※ 市民と行政とが実行委員会形式で実施する事業など、市民活動団体と行政とが対等な立場で協働するケースもあり（②の中心）、これらの活動は市政参加と市民活動の両方の側面を持つ。

2 市政参加

(1) 市政参加の意義

市政は、市民の信託に基づき運営される。「信託」を明確にする最も重い機会は選挙だが、多様な政策課題が絶えず起こり続ける今日の社会において、市政運営の各過程に対する市民の市政参加とそれを支える情報公開があつてこそ、行政は市民生活をより良い形で支え、地域の政府として市民の信託に応えることができる。

そのため、市民の参加と情報公開は、市政が「何を課題とし」、「どの政策がよいか検討し」、「どのような理由で決断し」、「いかに実行し」、「その評価はどうだったか、その後はどう生かすか」という政策形成のそれぞれの過程で進められることが求められる。また、市民の参加が形だけではなく、実質的なものとなるよう、手法や運用に不断の工夫が期待される。

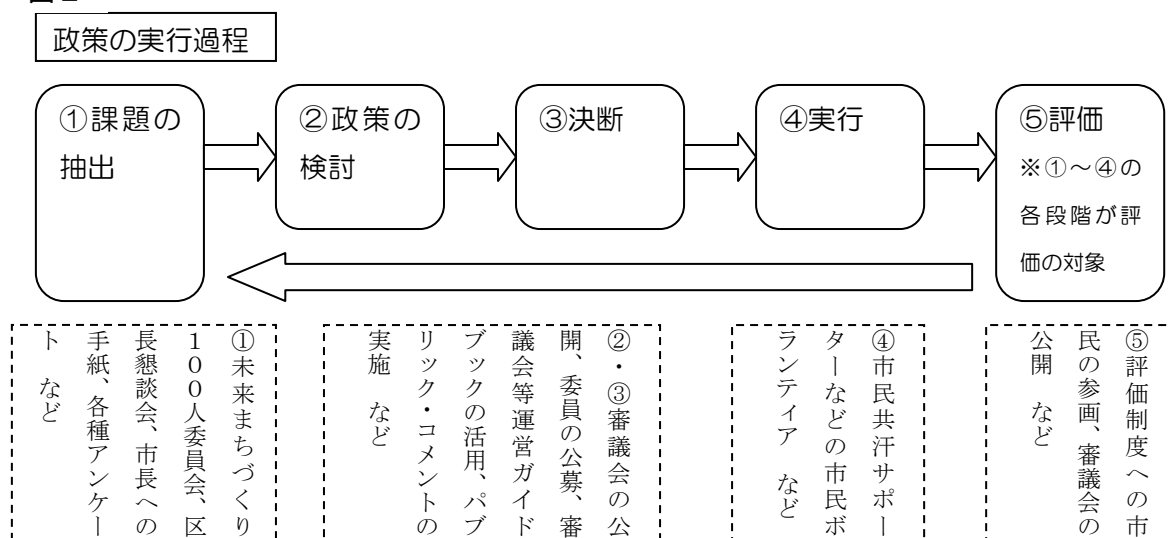
京都市においては、早くから市民の参加と情報公開に取り組み、審議会の公開、審議会における委員の公募、パブリック・コメントなどの制度も整ってきているが、より一層の市民の参加を進めるには、これまで市政に参加していない人にも参加してもらえるような新たな手法の開発や、参加を生かす運用の工夫、参加の仕組みの周知及び一層の多様な市民の参加の拡大などが課題となると思われる。

（２）市政参加の現状と評価

政策の実行過程を図２で表した。それぞれの政策の実行過程における市民の参加を進めるためには、実行過程の「見える化」（可視化）、市民への情報の提供と公開、誰もが参加できる環境の整備、政策の実行過程での行政や市職員の運用方法や姿勢が、市政参加の質の向上に大きく影響する。

後述のとおり、市政への参加の仕組みは整っており、引き続きこれらの取組に力を注ぐとともに、「課題の抽出」段階において多様な主体が議論を交わす新たな取組を行うことが望まれる。

図 2



① 課題の抽出

何が政策課題であるかを抽出していく機会（①）における市民の参加は、選挙の争点、公約やマニフェスト、総合計画などで議論され、また「市長への手紙」などの制度もあるが、「②政策の検討」以降の各段階ほどには行政運営での通常の制度となっていなかった。

市民生活の様々な課題のうち、どれが市政の担うべき課題なのかについては、これまで以上に多様な議論により集約されていくことが望まれる。全国的にも新しい手法の模索が広がる領域である。

京都市においては、市民からの課題抽出のための様々な取組はされているものの、多様な主体が地域の課題について議論を交わし、それを市政の課題として施策につなげたり、市民サイドの多様な主体が協働して課題の解決につなげたりといった議論の場があまりなかったことが課題として挙げられる。

京都市における取組の例

未来まちづくり100人委員会、区長懇談会、おむすびミーティング、区円卓会議、市長への手紙、各種アンケート、市民生活実感調査、いつでもコール、暮らしのてびき、まちづくり推進課の関与、まちづくりアドバイザーの派遣 など

② 政策の検討

政策の検討については、市政の課題解決のため、どのような政策を採り、そのためにどのような事業を実施するのかを検討するために、審議会の委員の公募や公開をはじめとした市民が参加することのできる制度が用意されてきた。今後は、そうした制度が、より多様な市民の参加を得て、市民の多様な意見を議論によって集約していく機会として更に生かされるよう、運用の工夫が期待される。

京都市における取組の例

審議会の公開、委員の公募、審議会等運営ガイドブックの活用、パブリック・コメントの実施 など

③ 決断

市政運営における決断は、市民からその権限を信託された市長又は議会によって行われる。審議会やパブリック・コメントなどにおける市民の参加は、議論、意見又は論点を示すことで、市民にとってよりよい決断に資する役割を果たしている。

京都市における取組の例

審議会の公開、委員の公募、審議会等運営ガイドブックの活用、パブリック・コメントの実施 など

④ 実行

行政が事業を実施するに当たり、市民にその運営への連携・協力等で関わってもらうことは多くの事業で実施されている。そして、市政に市民の持つ様々な関心や特技を寄せてもらい、その力が生かされているところである。また、政策の実行過程の各段階の中で、市民から見て最も参加をしやすいと思われる段階であって、多くの市民が関わっている分野である。

一方で、実行段階での参加には、行政が権限を行使する際に、「その行使が適切であるか」、「事業の進捗はどうか」などについてチェックをする機能を果たすものもある。

京都市における取組の例

市民共汗サポーターなどの市民ボランティア（クリーンキャンペーン、文化ボランティア等） など

条例の制定や改廃といった直接請求や請願、陳情などの制度も、地方自治法に規定された、市民が「実行」の段階に関わる参加の制度である。

⑤ 評価

政策，施策，事業についての評価は，それ自体も重要だが，その後の市政運営にとっても重要である。主権者である市民自身がどのように捉えているか，評価段階に対する参加とその基礎になる情報公開が求められる。なお，評価の対象は，④だけでなく①から④までの各段階が当たる。

京都市における取組の例

評価制度への参画，審議会の公開，委員の公募，各種アンケート，モニター制度 など

(3) 市政参加における取り組むべき対策

これまで見てきたように、京都市における市政参加の制度そのものはこれまでの市政運営の中で一定整えられてきており、取組を蓄積させてきた。一方で、市政総合アンケート調査の結果から分かるように、まだ制度の認知が高くないことや市民の参加が伸びていないという課題もある。また、参加の制度が形だけのものとならないよう、運用における努力と工夫が求められる。そこで、今後、京都市は、これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、政策・施策の形成過程の「見える化」(可視化)や情報提供の工夫、誰もが参加しやすい環境の整備、人材の育成を行うとともに、市民の参加意欲が高く、参加満足度の高い、「課題の抽出」段階において多様な主体が議論を交わす新たな取組が望まれる。

ア 政策・施策の形成過程の「見える化」(可視化)

☆ 施策、事業ごとの参加手法の明示

これまでは、審議会委員の公募やパブリック・コメントなど、市民の参加の手法ごとにそれに取り組む施策や事業を示していた。これを、施策、事業ごとに市民が参加できる手法やそのスケジュールを示すよう工夫し、市民それぞれの関心の高い施策、事業への参加の手段や時期が分かりやすくなるよう取り組む。

☆ 一人一人の声を市政に届ける制度の一覧とその流れの明示

一人一人の市民の声を市政に反映する制度は、「市長への手紙」など、既に用意されている。しかし、その手段が市民に十分に周知されていないという声があったり、「手紙なんか出しても結局は通り一遍の回答しか得られず効果がないのでは」と思われている状況もある。こうした制度がより活用されるよう、運用の改善や周知に取り組む。例えば、一人一人の声がどのような手段で行政に届き、どのようなやり取りを経て回答が返って来るのかを図解したパンフレットを作成し、その中に声を届ける制度や制度ごとの特徴の紹介や解説を掲載する。

イ 市民に必要な情報を届ける・たどり着ける情報提供の促進

① 市民の関心を参加につなぐための取組の推進

☆ アンケートなどの協力者へのその後の情報提供の登録

アンケートや事業など、市民とのやり取りがある機会に、その市民の市政に対する関心分野やその情報の提供について希望を聞き、希望する場合その市民が関心ある分野の市政参加に関わる情報をメールなどで届けるようにする。審議会の開催、審議会委員の公募、パブリック・コメントの実施、フォーラムやシンポジウムの開催などの情報が想定される。

補足 これまでの市政参加の広報との関係

これまでも市民しんぶんや市政広報板など、行政が届けるべき情報を広範な市民に届けるため、様々な手法を取ってきた。市政総合アンケート調査の結果を見ても、市政の情報収集にはこうした既存の広報が重要な役割を果たしていることが分かる。こうした方法に比べて、ここで述べた方法は、提供する対象や提供する情報を絞った、言わば選択的な情報提供である。このような情報提供を市民すべて、例えばメールやインターネットといった手段を使用しない市民に、対面や郵便で伝えることは、時間や費用といった資源の面から見ても難しく、そのために大規模な資源を投入することに市民全体の合意が得られるとは考えにくい。しかし、だからしないのではなく、「市として伝えなければいけないことを広範な市民にきちんと伝える」既存の広報に加えて、いわゆるデジタルディバイド²の問題に配慮しつつも、より多様な市民の市政への関心と参加を得るため、市民が必要とした場合にはより踏み込んだ情報提供を、可能な手段で行うことが求められる。

② 制度を知らずに参加していない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける 取組の推進

☆ 様々な参加の手段があることの市民への周知

市政への参加の制度について、それを知らないために参加をしていない市民や、仕事や子育てなどで忙しく、市政への参加に時間や機会を作りにくい市民に対して、様々な参加の手段があることの広報を積極的に行う。市民それぞれの事情や関心に合わせた参加の手法の周知により、制度が活用されるよう努める。

☆ 汎用性の高いインターネットツールを使った情報発信の充実

京都市情報館などインターネットを活用した市政の情報の発信は既に取り組まれているが、今後、様々な情報発信ツールが開発され普及する中で、汎用性が高く利用者が多く、かつコストを抑えることのできるツールを活用した情報発信を推進する。「市民参加推進フォーラム」は、そうしたツールを京都市が利用しやすくなるよう、試行とノウハウの蓄積に取り組んでいく。

また、例えば利用者の多い京都府の「地域力再生メーリングリスト」への情報提供など、独自のシステムで囲い込むのではない、幅広い情報提供手段の活用を進める。

² インターネット等の情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人との間に生じる格差のこと。

ウ 誰もが参加しやすい環境の整備（市政参加のバリアフリー化）

☆ 障害者，外国籍市民，子育て世代などが参加できる取組の充実

審議会，ワークショップ，市民参加型のシンポジウムなどを開催する際には，必要に応じて手話通訳，通訳，託児を用意することで，誰もが参加しやすい環境を整備する。

エ 人材の育成

① 次世代の社会を担う学生や子どもに対する市政参加や協働を学ぶ取組の充実

☆ 学生に市政への参加を促す取組の実施

学生に対して，市政への参加が学生の視野を広げ，市政への若者の意見の反映につながり，社会や大学での評価につながり得るよう，積極的に周知を行い，学生の市政への参加を促す。

☆ 子ども向けの市民参加の仕組みの説明の実施

学校などへの市政出前トークの出講やスチューデントシティ学習などを活用して，児童などが市政参加や協働の仕組みについて学ぶ場の充実を図る。また，子ども向けの市政出前トークのテーマの充実を図る。

② 市民参加を担う市職員の人材育成

☆ 庁内における経験共有の場の充実

庁内事例発表会などの取組を通じ，市民参加の取組の経験の共有を図る。また，現場の市職員が市民参加の取組を進めるに当たって，その機会に前向きに取り組む，参加を生かすことができるよう，経験や悩みを語り合う機会を用意する。

☆ 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実

京都で活動する市民活動団体などの取組や他都市での協働の事例の紹介，分野別センターで取り組まれている事例の紹介など，様々な市民活動や協働の事例の情報を市職員が得ることができるよう，定期的にこれらの事例を紹介する研修を開催するなど，区役所まちづくり推進課をはじめとする市民参加に関わる市職員がこれらの情報を得る機会を充実させる。また，これを市職員が市民として地域で活動するきっかけづくりにも生かしていく。

☆ 市民参加の体験の機会の充実

市民参加の取組に関わりたい市職員に実践の場を確保するために、市民参加事業に参加を希望する市職員を全庁的に公募するプロジェクトを充実させる。

具体例 「市民参加推進プロジェクト」、「チーム京都力」

市民参加事業を実際に推進していくために、京都市では、平成9年12月に「市民参加推進プロジェクトチーム」を設置した。設置に当たって、京都市では初めて、チームメンバーを全庁的に市職員から募集したところ、多様な職種、年齢層の市職員から多数の応募があり、次の4つの市民参加推進事業で、地域住民や市民活動団体との協働による事業に取り組んだ。

「市民活動支援センター」チーム、「地域コミュニティひろば」チーム、「地域の防災まちづくり」チーム、「夢・ロマン・京都シティ」チーム

また、最近では、地域住民と公募により集まった市職員が、「歩いて楽しいまち京都」の実現をテーマに、定期的にワークショップを開催し、安心・安全な「人が主役の道づくり」を進める「チーム京都力」の取組も行われている。

☆ 人事異動の柔軟な運用

市政への市民参加や市民活動に関わる職場では、必要に応じて、事業やプロジェクトが終了するまで担当者を代えないなどの、人事異動のルールの柔軟な運用を実施する。

☆ 研修の充実

市民参加の制度や意義、ワークショップの手法などを学ぶ研修を市職員が一定期間内に必ず受講するようにカリキュラムを組む。

オ 課題の抽出での取組の充実

☆ 市民主体の組織による合同の取組

例えば「未来まちづくり100人委員会」や「未来の担い手・若者会議U35」など、多様な市民で構成され、課題の抽出から実行に至るまで議論し取り組んでいる審議会等が合同で議論を行って、課題の抽出を行う場を設ける。

☆ 一人一人の声を共有し、地域内で話し合う場づくりへの支援

多様な市民や市民活動団体が地域の課題に関わる一方で、自治会への加入率が低下している現状や、各種団体の中でも住民の声を共有することができなくなっている状況がある。地域の課題について話し合い議論する場が確保できるよう、地域の課題を議論する機会を市民が持ちたいと考えたとき、これを支

援することに努める。

具体的には、地域の課題や声を、地域の中で共有するために地域の発意でワークショップを行おうとするときに、京都市や景観・まちづくりセンターがまちづくりアドバイザーやまちづくりコーディネーターを派遣したり、議論をする場所の提供を行う。

これを「協働井戸端会議」（仮称）と呼び、その開催を推奨するとともに、その実施の支援を行う。また、京都市や公的な関係機関も積極的にこれに参画する（「協働井戸端会議」の設置の仕組みについては、別途検討する）。

3 市民活動

(1) 市民活動の意義

市民活動は、市民の自由で自発的な活動でありつつ、公共の領域では、多様化・複雑化した市民ニーズに対応するとともに、市民が生き生きと自己実現や新しい生き方ができる仕組みとしての側面があり、豊かな地域社会を作っていくためにますます重要な役割を果たしていくことが期待されている。

京都の自治の伝統と自由で先駆的な気風は、自治会・町内会などの様々な地域活動に受け継がれており、また、NPO法人等の市民活動団体の課題分野ごとの活動もますます活発化している。

また、企業・事業者の社会貢献活動のほか、京都の特性である大学、寺社なども地域社会を支える主体としての役割が期待されており、これら多様な主体が重層的に絡み合うことで、更に多様な市民ニーズに対応した新しい公共の担い手としての可能性を持っていることから、今後、これらの活動の更なる活性化が期待されている。

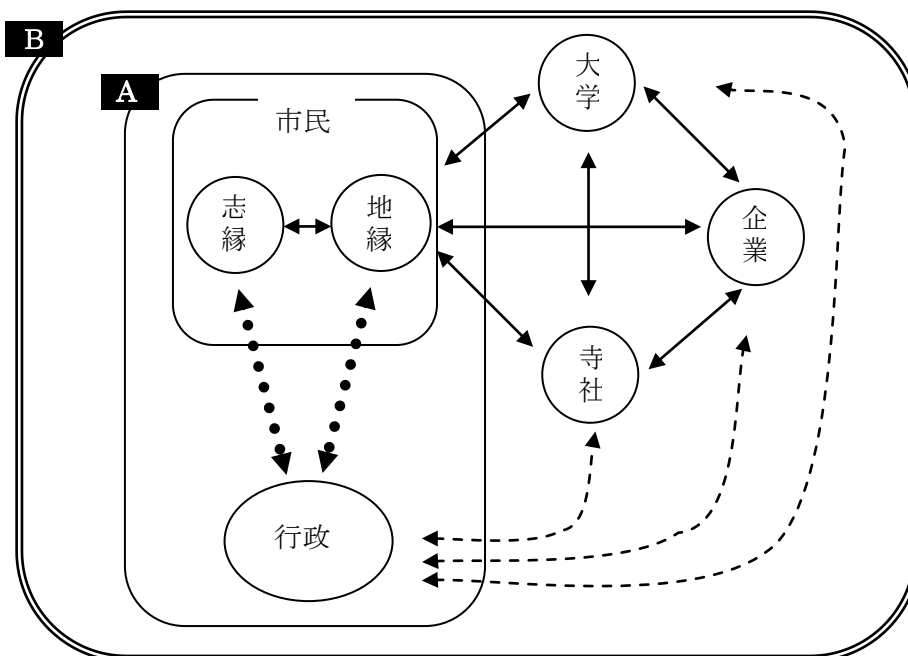
一方で、市民活動、つまり市民の自治の領域の活動について、行政が干渉することは避けるべきであるが、行政が市民活動を側面から支援することに価値があると市民が支持するとき、あくまでも市民主体であることを前提に、支援がされるべきである。そして、この支援は、豊かな地域社会の実現や市民の活動の広がりにつながることを期待される。

市民活動は柔軟で多様な活動が展開でき、行政の活動は公平と平等を重視するという特性を持つことから、連携・協力することで、互いの活動の効果を上げ、負荷を軽減し、課題解決につなげることができる。今後、課題や目標を同じくするまちづくりの主体との間で、公共社会を担うパートナーとしての「協働」関係を育てていくことも行政の課題である。

こうした市民活動と行政としての京都市との関係について、現状を踏まえつつ、目指されるべきところとその方策を検討する。

(2) 市民活動の現状と評価

図 3



これまで、京都市では、自治会、町内会などの地縁組織³やNPO法人、市民活動団体などの志縁組織⁴を基礎にした市民と行政との関係をまちづくりの領域として取り組んできた（図3のAの領域）。もちろん、これからも地縁組織や志縁組織と行政の関係は、まちづくりの核となる主体である。しかし、一方で、まちづくりの全体像は地縁組織や志縁組織と行政だけではなく、企業・事業者、大学、寺社といった多様な主体が関わっていること（図3のBの領域）を踏まえ、まちづくりの主体をとらえる視野を（AからBへ）広げる必要がある。以降、A、Bそれぞれの領域の特徴や状況とされる点を整理したい。

ア 自治会・町内会をはじめとする地縁組織による活動

京都の多くの地域では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、自治会・町内会、学区自治連合会、各種団体といった地域組織が中心となり、町内単位（自治会・町内会）や学区単位（自治連合会や各種団体）で、夏まつり、運動会、敬老の集いなどの交流行事、交通安全、子どもの見守り、防災訓練などの安心安全の取組、

³ 自治会、町内会や学区など、地域を核とした人のつながり、ネットワークにより活動する組織

⁴ NPOや任意団体、サークルなど、共通のテーマと使命を持った人のつながり、ネットワークにより活動する組織。「地縁（ちえん）でつながる人達の活動」になぞらえて、「志でつながる人達の活動＝志縁（しえん）活動」と呼ばれている。

放置自転車や不法投棄ゴミの追放など、様々な地域活動に取り組んでおり、こうした自治会・町内会を基礎単位とし学区単位で発揮される地域力は、全国に誇る京都の財産である。

しかし、地域組織は、各家庭のライフスタイルの多様化などにより、加入率が低下しており、また、若い世代が活動に参加しない、役員が高齢化している、役員の担い手が不足している、新しく転入してきた人が活動にあまり参加していないなどの課題を抱えていると言われている。

また、役員の構成面では、役員の顔ぶれがあまり変わらない、一部の者で行っている、という問題がある一方で、永年にわたり活動を担っているリーダーからは、次の担い手が出てくるまでは辞めたくても辞められないという意見もある。

さらに、近年、都心部を中心に増加しているマンションでは、マンション住民の自治会・町内会の加入が少ないなどにより、マンション住民と地域住民との交流や防犯、福祉など、両者で共通する生活課題の解決に向けた連携が難しいなどの課題を抱えていると言われている。

イ NPO法人や市民活動団体などの志縁組織による活動

テーマによって結びついているNPO法人等の市民活動団体は、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性を持って取り組むことができるという優れた特徴を持つ。また、その活動は、市民から見てきめ細かいサービスの提供ともなっている。市民ニーズの多様化・複雑化を受け、NPO法人等の市民活動団体が公益サービスの新たな担い手として様々な分野で活動している。京都市においても、平成22年12月現在で683団体を超えるNPO法人が設立され、更に多くの任意団体とともに様々な分野で活動を展開している。

その中で、NPO法人等の市民活動団体と伝統的な地域コミュニティの担い手である自治会・町内会などの地縁組織との連携が地域の課題の解決にとって効果的であるとの指摘が広がっていること、同時に、地域コミュニティ活性化という目的を共有した連携は両者にとって新たな成長や変革の機会となり得ることから、双方の連携の推進に期待する声が高まっている。

一方、これら多くのNPO等の市民活動団体は、組織運営、人材や情報などの基盤が強固でない小規模な団体が多く、活動を支える財政的な課題が非常に大きな位置を占めていると言われる。また、行政や公的な助成金の使途が事業費等に制限されることも多く、助成金などにより事業を実施しても、人件費が必要なスタッフや事業を調整する人材の雇用や組織基盤の拡大につながらないという矛盾、場合によっては組織の人材が疲弊し運営基盤が更に厳しくなっていくという矛盾も指摘されている。

また、事業が広がるほど、多様な主体との関わりが拡大していくこととなるが、自治会・町内会など他の主体との間では、これまで必ずしもその関係が深くなく、お互いに対する情報がなく、理解が進んでいないという声も聞かれる。それぞれに、課題解決の手法や組織運営のルール、手順などの違いもあり、それを超えて両者の連携が進むような、主体をつなぐコーディネート機能の充実が必要という指摘につながっている。

ウ 企業・事業者による社会貢献活動

近年、企業・事業者による社会貢献活動（CSR）が注目されており、CSR担当を置いて、環境保全活動、清掃活動、福祉活動、NPO法人等の市民活動団体への資金面での支援など、社会的責任を果たすために積極的に取り組む企業・事業者が増え、ノウハウや情報の蓄積もされてきている。

企業・事業者も地域や社会を構成する一員であることから、企業・事業者が持つ技能や技術、資金、機材などを生かした社会貢献活動を通じて自治会・町内会やNPO法人等の市民活動団体などがつながり、共に課題の解決や地域の活性化に取り組む例が広がってきている。

今後は、これら地域に貢献したいという企業・事業者の社会貢献活動を市民活動団体や地域コミュニティにつないで連携を図っていく機能を充実させることで、企業・事業者の協力による市民活動の充実を図っていくことが求められる。

「CSR」とは？

収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮をするほか、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいう。多くの企業・事業者で、従業員のボランティア活動の推奨・支援や、NPO法人等の市民活動団体、大学、行政との連携による地域活性化の事業などに取り組まれている。

エ 大学による地域活性化の活動

京都市には、現在37の大学・短期大学（以下「大学」という。）が集積するとともに、京都市の人口147万人の約1割に当たる約14万人の学生が在籍する「大学のまち」、「学生のまち」である。各大学では、大学が地域にとって、より身近なものとなるよう、図書館などの大学施設の開放、公開講座の提供をはじめとする地域に開かれた大学づくりが求められている。

他方、大学教育においては、学生が社会において活躍できるよう、フィールドワークなど地域体験型授業を取り入れるなど、多様な学習方法が求められている。

さらに、「京都学生祭典」のように、学生自らが企画し、企業・事業者や行政の協

力を得ながら地域の活性化の取組に参画するなど、学生が独自に地域の課題解決やまちの活性化に関わりを持とうとする取組も増えている。

このような大学や学生の取組が、地域の課題解決やまちの活性化などにつながるよう、大学・学生と地域との連携がますます進むことが望まれる。

オ 寺院・神社による地域活性化活動

京都の特徴として、大学のほか、寺院、神社が集積していることが挙げられる。これらの寺院、神社には、地域に根ざして自治会・町内会などとも深く関わり、地域コミュニティの主体としての役割を果たすとともに、観光を通して周辺の商店街などと地域の活性化に寄与しているものも多数見られる。

今後、これまでの自治会・町内会のほか、NPO法人等の市民活動団体や企業・事業者、大学などの様々な主体とつながり連携することで、更に豊かな地域社会の実現の主体としての役割が期待される。

(3) 市民活動における取り組むべき対策

自治会や町内会活動をはじめとする地縁組織や、NPO法人等の市民活動団体などの志縁組織は、これからもまちづくりの核となる主体である。京都市は、図3のAの領域で築いてきた関係を生かして支援や協働を進めていく必要があるが、今後は、それらだけでなく、企業・事業者、大学、寺社などをまちづくりの主体であることを改めて認識し（図3のBの領域）、これらも含めた幅広い主体との協働を進めることや、これら多様な主体の活動をつなぐことで、市民活動を更に活性化していくことが必要である。

ア 行政と各主体とがまちづくりのパートナーとして協働を進める取組（図3の点線部分）

① 協働による事業の実施

協働のパートナーの価値を適切に評価し、互いの目的にプラスとなる協働事業を増やす。そのために、今後、協働のルールの整備を協働のパートナーと丁寧な合意形成のもと進める必要がある。

☆ 協働事業提案制度の充実

NPO法人等の市民活動団体からの企画提案によるものや、京都市からの企画提案による、協働事業を推進する。

☆ 次期京都市基本計画に係る施策・事業における協働の推進

次期京都市基本計画に沿って実施する施策・事業において、NPO法人等の市民活動団体などとの協働を積極的に活用する。そうした協働の蓄積から、連携・協力を進めるためのルール、言わば京都市版コンパクトの策定を目指す。それまでの間は、京都府が策定するコンパクトを参考にしつつ、京都市とNPO法人等の市民活動団体が共通の協働ルールの下で対等な立場で協力して推進していくものとする。

☆ NPO法人等の市民活動団体と行政との協働のルールの確立

NPO法人等の市民活動団体と行政とが協働を進めるに当たってのそれぞれの役割や責任などについて共通認識を持つための協働のルールを定めた京都市版コンパクトを、多様な主体と一緒に作成し、これに沿って協働社会を作っていく。

「コンパクト」とは？

行政とNPO法人等の市民活動団体との間につくられた協働のルール。行政とNPO法人等の市民活動団体双方が協働する際に遵守すべきルールをあらかじめ定めた紳士協定で、英国が発祥である。京都市では、市民活動総合センターの管理・運営に当たり、指定管理者と締結したケースがあるほか、国内の自治体でも取り組まれている事例がある。

② 補助金、助成金の仕組みの改善

現在、NPO法人等の市民活動団体の事業を支援するに当たり、実施するNPO法人等の市民活動団体へ事業費のみが算定されているものがあるが、その事業の調整を行うためのスタッフなどの確保が困難になるという弊害を解消するための仕組みの確立が必要とされている。

☆ 人件費を算定した補助金、助成金の仕組みの確立

NPO法人等の市民活動団体の事業に対する京都市の補助金、助成金については、事業の趣旨によって必要な人件費を算定することができるよう、補助金などの改善を検討する。

③ 多様な主体に関わる公的機関の連携

まちづくりの総合的な課題に取り組む多様な主体との効果的な連携を進めるために、行政における縦割りの弊害を解消していく取組を行う。

☆ 多様な公的機関の連携の強化

本庁・区役所間、区役所内のほか、社会福祉協議会など、公的機関の連携を強化し、地域課題への対応の充実を図る。既存の連絡会議などを生かして地域課題の解決に生かしていく。

イ 多様な主体をつなげるための行政支援（図3の実線部分）

① 区役所まちづくり推進課の機能強化

市民からの相談への的確な対応や、地域のまちづくり活動への支援ができるマネジメント力の更なる強化に努める。研修の充実、区間の情報共有の場の充実、人事異動の柔軟な運用（必要に応じてプロジェクトの終了まで担当者を代えないなど）、まちづくりアドバイザーの増員などの機能強化を図る。

☆ 庁内における経験共有の場の充実（再掲）

庁内事例発表会などの取組を通じ、市民参加の取組の経験の共有を図る。また、現場の市職員が市民参加の取組を進めるに当たって、その機会に前向きに取り組む、参加を生かすことができるよう、経験や悩みを語り合う機会を用意する。

☆ 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実（再掲）

京都で活動する市民活動団体などの取組や他都市での協働の事例の紹介、分野別センターで取り組まれている事例の紹介など、様々な市民活動や協働の事例の情報を市職員が得ることができるよう、定期的にこれらの事例を紹介する研修を開催するなど、まちづくり推進課をはじめとする市民参加に関わる市職員がこれらの情報を得る機会を充実させる。また、これを市職員が市民として地域で活動するきっかけづくりにも生かしていく。

☆ 市民参加の体験の機会の充実（再掲）

市民参加の取組に関わりたい市職員に実践の場を確保するために、市民参加事業に参加を希望する市職員を全庁的に公募するプロジェクトを充実させる。

☆ 人事異動の柔軟な運用（一部再掲）

地域の様々な担い手との関係が構築できて、事業が円滑に進み出したものが、人事異動により担当者が代わることで、事業が停滞するといったことを防ぐため、必要に応じて、事業やプロジェクトが終了するまで担当者を交代させないなど、人事異動のルールを柔軟な運用を実施する。

☆ 研修の充実（再掲）

市民参加の制度や意義、ワークショップの手法などを学ぶ研修を市職員が一定期間内に必ず受講するようにカリキュラムを組む。

② 縦割りを排した庁内推進体制の確立

まちづくりの総合的な課題に取り組む多様な主体との効果的な連携を進めるために、行政における縦割りの弊害を解消していく取組を行う。

☆ 多様な公的機関の連携の強化（再掲）

本庁・区役所間、区役所内のほか、社会福祉協議会など、公的機関の連携を強化し、地域課題への対応の充実を図る。既存の連絡会議などを生かして地域課題の解決に生かしていく。

③ まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実（ワンストップサービス）

相談する窓口や参考となる情報の所在を分かりやすく周知して、市民活動を行おうとする市民の利便性を図ることで、市民活動を支援する。

☆ 区役所と市民活動総合センターなどとの連携の強化

地域のまちづくり活動の窓口となる区役所まちづくり推進課が、市民活動総合センターをはじめとする分野別センター⁵の情報を共有し、必要に応じて市民活動総合センターなどへつなぐことで、助成金の申請、資金運用、広報など様々な面での相談に応じて、市民活動や組織運営を支援していく。

☆ 事例の蓄積とその公開

地域の課題を行政や様々な主体が協働して解決を図った事例を、市民活動総合センターなどに蓄積して、それを広く公開して、これから課題解決に向けて取り組もうとするときの参考として活用できるようにする。

④ 多様な主体をつなぐ取組に対する支援

地域の課題に対して多様な主体がつながることが促進されることで、更に多様な市民ニーズに対応した新しい公共活動が促進されるよう、専門性の高い人材の派遣や資金面などの援助を行う。

☆ 企業・事業者、大学、寺社などの多様な主体をつなぐ取組の推進

これまでに異なる方法で活動してきた自治会・町内会などの地縁組織、NPO法人や市民活動団体などの志縁組織、企業・事業者、大学、寺社が一緒に行動していくために、相互理解を図ることができるよう、共同での研修や顔合わせの取組などを、時間を掛けて実施する。また、企業・事業者の社会貢献活動とNPO法人等の市民活動団体との協働の取組、大学と地域活動との協働の取組などの事例を、積極的に発信し、更なる連携の広がりを図る。

⁵ 市民活動総合センターをはじめ、環境保全活動センター、長寿すこやかセンター、福祉ボランティアセンター、景観・まちづくりセンター、青少年活動センター、国際交流会館、こどもみらい館など、専門的な分野に関する支援等を行うセンター施設のこと。

☆ 学生のエネルギーを京都のまちづくりに生かす取組の推進

学生の主体的な活動を推進するとともに、学生の持つエネルギーと自治会・町内会や商店街などの地域との協働を促進するため、従来取り組んできた「学まち」コラボ事業のほか、学生の活動拠点を活用した地域の祭りや行事への学生の参画を促進するコーディネートに努めていく。また、学生のまちづくり活動への参加が学生の視野を広げ、社会や大学での評価につながりうるよう、積極的に周知を行い、学生のまちづくり活動への参加を促す。

☆ 多様な主体をつないで実施する事業への支援の実施

多様な主体をつながることで事業の効果を高めているものに対して、京都市が積極的に後援、共催などを行って、これらの取組を応援する。

⑤ 市民活動の基盤強化

財政基盤の弱いNPO法人等の市民活動団体の活動を継続的かつ安定的に実施していくために、活動の場の確保や資金面での援助を行う。

☆ 地域における活動の場の提供

公共施設などの一部をNPO法人等の市民活動団体の活動の場として活用することで、活動の場の支援を行う。

☆ 人件費を算定した補助金、助成金の仕組みの確立（一部再掲）

NPO法人等の市民活動団体の事業に対する補助金、助成金については、事業に当たって必要な人件費を算定することを標準とするよう、補助金、助成金を提供する様々な団体に呼び掛けを行う。

⑥ 民間から民間へのお金の流れの仕組みづくり

京都においては市民が市民の活動を支えるお金の流れが起こりつつある。この流れを阻まず豊かになるような、協力や支援につながる参加の仕組みの充実を図る。

☆ 民間の資金を生かした資金面での支援

例えば、スーパーマーケットのレシートを支援したい団体の箱に入れることで、スーパーマーケットがそのレシートの合計金額に応じて、その団体に助成を行うといった取組がある。こうした取組が例えば地域の商店街などにつながり、地域や市民の活動を支えるファンドが広がる機運を高めることができるよう、周知や支援などに取り組む。

☆ 市民活動への寄付金を募る行政・民間の共同キャンペーンの実施

「協働の日」を設け、市内で行政、NPO法人等の市民活動団体、民間のファンドなどと共に、市民や企業・事業者などに市民活動への寄付を呼び掛けるキャンペーンを実施し、市民や企業・事業者などの資金面での参加の促進を図る。京都には地域創造基金をはじめ市民が市民活動の資金を支援する仕組みが動き始めていることから、そうした主体との連携を目指す。

⑦ 市民活動を担う人材育成の推進

少子高齢化や価値観の多様化により地域コミュニティが弱体化したことで、まちづくりの担い手となる後継者不足に悩む地域が増えていることから、地域リーダーを育成するための支援を行うほか、将来のまちづくりの担い手となる子どもに対する取組も行っていく。

☆ 地域のリーダーを育成する取組の実施

自治会・町内会の役員交代の時期に合わせて、新規役員のためのセミナーなどを実施するなどして、地域のリーダーが地域活動の担い手となることのできる支援を行う。

☆ 将来の担い手となる子どもに対する取組の実施（一部再掲）

学校などへの市政出前トークの出講やスチューデントシティ学習などを活用して、児童などが市政参加や協働を学ぶ場の充実を図る。また、子ども向けの出前トークのテーマの充実を図る。

地域においても、地蔵盆に参加しなくなる世代である中学生などに、地蔵盆の企画や運営に参画させるなどをして、地域を担う構成員であることを意識させる工夫を行うことも一部の地域で行われているので、そのような取組が他の地域にも広がるよう、情報発信の工夫も行う。

⑧ 市民活動を支援する市職員の育成の推進

職員間で市民参加の経験が十分に共有されるよう、経験を共有する仕組みを作るとともに、多くの市職員が市民参加を経験することで、庁内における市民参加の取組に対する機運を醸成する。また、必要に応じて事業やプロジェクトが終了するまで担当者を代えないなどの、人事異動のルールを柔軟な運用を実施する。

☆ 庁内における経験共有の場の充実（再掲）

庁内事例発表会などの取組を通じ、市民参加の取組の経験の共有を図る。また、現場の市職員が市民参加の取組を進めるに当たって、その機会に前向きに取り組み、参加を生かすことができるよう、経験や悩みを語り合う機会を用意する。

☆ 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実（再掲）

京都で活動する市民活動団体などの取組や他都市での協働の事例の紹介、分野別センターで取り組まれている事例の紹介など、様々な市民活動や協働の事例の情報を市職員が得ることができるよう、定期的にこれらの事例を紹介する研修を開催するなど、まちづくり推進課をはじめとする市民参加に関わる市職員がこれらの情報を得る機会を充実させる。また、これを市職員が市民として地域で活動するきっかけづくりにも生かしていく。

☆ 市民参加の体験の機会の充実（再掲）

市民参加の取組に関わりたい市職員に実践の場を確保するために、市民参加事業に参加を希望する市職員を全庁的に公募するプロジェクトを充実させる。

☆ 人事異動の柔軟な運用（一部再掲）

地域の様々な担い手との関係が構築できて、事業が円滑に進み出したものが、人事異動により担当者が代わることで、事業が停滞するといったことを防ぐため、必要に応じて、事業やプロジェクトが終了するまで担当者を交代させないなど、人事異動のルール of 柔軟な運用を実施する。

☆ 研修の充実（再掲）

市民参加の制度や意義、ワークショップの手法などを学ぶ研修を市職員が一定期間内に必ず受講するようにカリキュラムを組む。

ウ これからの協働社会のあり方を市民主体で考え、決める取組

京都市における市民活動を将来にわたって推進していくためには、協働のルール、京都市から市民活動への支援のあり方（補助金、包括補助金など）について検討していく必要があるが、これを市民活動の主役である多様な主体が議論を重ねて、それぞれが納得する形で決めることが求められる。

☆ 市民協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施

市民活動は、市民の自由な活動の領域であることから、それを担う主体同士の、あるいは行政などとの協働を進めるためのルールや共通の目標づくりは、それを担う主体が議論を重ね、時間を掛けてそれぞれが納得して決めることが必要である。

そのため、どのような枠組みで取り組んでいくことが適当であるかを「市民参加推進フォーラム」で検討し、そこで決まった枠組みで多様な主体を集めて議論を開始する。また、議論を重ねてそれぞれの主体が納得して決めたルールや京都市の関わり方については、「新たな市民参加推進計画」の中間見直しに生かしていくものとする。なお、多様な主体を集めるに当たっては、無作為抽出で選んだ市民に参加を呼び掛ける手法などを活用することで、参加の気運を高めることも考えられる。

4 情報提供と公開

(1) 情報提供と公開の意義

市民が市政や市民活動などに参加するには、行政は、それを支える情報を広く多くの市民に提供・公開するとともに、市民と行政、市民同士が情報を共有できるよう取り組むことが必要である。特に、必要とする市民が必要な情報に容易にたどり着けるよう情報の提供に更なる工夫がされることが求められる。

一方、市民にも、自らの課題に対して必要な情報をキャッチすることに努めることが求められる。

(2) 情報提供と公開の現状と評価

京都市では、市政情報の周知方法として市民しんぶんの配布、市政広報板への掲示、チラシの配布、ホームページへの掲載、市政協力委員や各種関係団体への情報提供といった手法を活用されている。

平成18年度には、ユニバーサル・デザインに配慮し、アクセシビリティも向上させたホームページに大幅更新し、市民にわかりやすい情報提供に努めてきた。さらに、市民参加に関する情報を一元的に集約する「市民参加カレンダー」、審議会に関する情報を集約した「審議会総括情報システム」、パブリック・コメントの募集から結果までを一覧できる「パブリック・コメント総括情報システム」の運用を進めるなど、市民が市政に参加しようと思ったときに情報を得やすいホームページとなっている。

しかし、京都市が発信している情報が、受け取る市民の側からは必要な情報が十分に届いていないと受け取られている傾向がある一方で、市政協力委員などからは、京都市から送られてきたポスターを貼ったり、チラシなどを配ったりする依頼が多すぎると思われている状況にある。

また、市民活動を更に活性化していくためには、京都市が用意する情報源のほか、民間や京都府などが運用する多様な情報発信ツールを活用していくことが必要である。

(3) 情報提供と公開における取り組むべき対策

京都市は、きめ細かく市政情報を発信しているが、多くの市民からは、情報が多すぎるといった声や、必要な情報が届いていないなどの声が出されている。そこで、市民が必要とする情報を届け、また、市民がその情報にたどり着けるよう、情報提供に更なる工夫が求められる。

また、インターネット上において、市民同士が議論する場を形成しようとした電子会議室は、平成16年度に本格運用を始めたが、参加が広がらず平成20年度末をもって閉鎖されたが、インターネット上におけるつながりは、実社会における顔の見える関係をゆるいつながりにより補足するものとして有効であるため、積極的に活用したい。ただし、新たにシステムを構築するのではなく、既に多くの市民が活用している汎用性の高いメディアを活用することの方が、多くの市民に情報が行き届くとともに、費用の面でも効果が高いと考えられる。

① 市民の関心を参加につなぐための取組の推進

☆ アンケートなどの協力者へのその後の情報提供の登録（再掲）

アンケートや事業など、市民とのやり取りがある機会に、その市民の市政に対する関心分野やその情報提供について希望を聞き、希望する場合その市民が関心ある分野の市政参加に関わる情報をメールなどで届けるようにする。審議会開催、審議会委員の公募、パブリック・コメントの実施、フォーラムやシンポジウムの開催などの情報が想定される。

② 制度を知らずに参加をしていない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進

☆ 様々な参加の手段があることの市民への周知（再掲）

市政への参加の制度について、それを知らないために参加をしていない市民や、仕事や子育てなどで忙しく、市政への参加に時間や機会を作りにくい市民に対して、様々な参加の手段があることの広報を積極的に行う。市民それぞれの事情や関心に合わせた参加の手法の周知により、制度が活用されるよう努める。

☆ 汎用性の高いインターネットツールを使った情報発信の充実（再掲）

京都市情報館などインターネットを活用した市政の情報の発信は既に取り組まれているが、今後、様々な情報発信ツールが開発され普及する中で、汎用性が高く利用者が多く、かつコストを抑えることのできるツールを活用した情報発信を推進する。「市民参加推進フォーラム」は、そうしたツールを京都市が利用しやすくなるよう、試行とノウハウの蓄積に取り組んでいく。

また、例えば利用者の多い京都府の「地域力再生メーリングリスト」への情報提供など、独自のシステムで囲い込むのではない、幅広い情報提供手段の活用を進める。

☆ 市民活動団体や企業・事業者などと行政との情報共有

NPO法人等の市民活動団体や企業・事業者などと行政などが情報を共有するため、京都府が運用している「地域力再生メーリングリスト」を使って、京都市の情報を積極的に発信するなど、京都市以外の主体が運用する既存の情報発信のツールも最大限に活用して、市民活動の活性化に向けた取組の情報共有に努める。

③ 転入した市民に市民参加を促す取組の推進

☆ 市民向けガイドブックの作成

転入届提出時に区役所で配布をしている「暮らしのてびき」などを活用するなどして、市政情報の取得方法や市政参加の方法、地域のまちづくり活動への参加の方法など、生活に役立つ情報を掲載した冊子を配布し、京都市における生活に早く馴染みやすくすることで、参加しやすい環境を整備する。

5 行政における庁内の推進体制

(1) 庁内の推進体制確立の意義

市民と行政がそれぞれの役割の下に協働する市民参加は、京都市の市政運営の根幹であり、市職員としての責任と自覚を持って取り組んでいくことが重要である。

このため、職員研修や市民との交流の機会を通して、市政への市民参加の取組や市民の自主的なまちづくり活動に対する市職員の理解を深め、その能力の向上を図るとともに、各所属や市職員に蓄積されている市民参加に関するノウハウや事例の共有化を図るなど、庁内の連携強化に向けた取組が求められる。

(2) 庁内の推進体制の現状と評価

京都市では、平成8年9月に、庁内の課長級職員を中心とする「市民参加検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、市民参加による市政運営について検討を行って、平成9年7月に市民参加の理念、施策検討・推進の視点、施策の提案などをまとめた「市民参加検討プロジェクト報告書」を発表した。

また、平成9年12月には、「市民参加推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、実際に市民参加事業を推進していく「市民活動支援センター整備」、「地域コミュニティひろば整備」、「地域の防災まちづくり」、「夢・ロマン・京都シティ」の4つの市民参加事業に取り組んだ。設置に当たっては、チームメンバーを全庁的に市職員から募集した結果、多様な職種、年齢層から数多くの市職員の応募があるなど、市民参加による事業にチャレンジする庁内の機運が高まった。

その後、平成13年12月に市民参加推進計画を策定、平成15年8月に市民参加推進条例を施行するなど、市民参加の制度や仕組みは定着してきたところである。

しかし、一方で、審議会の公開、委員の公募、パブリック・コメント、ワークショップなどの市民参加の取組が形骸化しているのではないかとの指摘も聞こえるところである。これには、市職員に市民参加の取組を行いさえすればいいという意識があつて、なぜ市民参加をするのかの理解が不十分であることや、市民参加により市民との一緒に達成感を味わうという経験を持つ市職員が増えていないことによると考えられる。

(3) 庁内の推進体制における取り組むべき対策

職員研修や市民との交流の機会を通して、市政への市民の参加の取組や市民の自主的なまちづくり活動に対する市職員の理解を深めるため、参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす取組を更に充実させることが必要である。

☆ 庁内における経験共有の場の充実（再掲）

庁内事例発表会などの取組を通じ、市民参加の取組の経験の共有を図る。また、現場の市職員が市民参加の取組を進めるに当たって、その機会に前向きに取り組み、参加を生かすことができるよう、経験や悩みを語り合う機会を用意する。

☆ 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実（再掲）

京都で活動する市民活動団体などの取組や他都市での協働の事例の紹介、分野別センターで取り組まれている事例の紹介など、様々な市民活動や協働の事例の情報を市職員が得ることができるよう、定期的にこれらの事例を紹介する研修を開催するなど、まちづくり推進課をはじめとする市民参加に関わる市職員がこれらの情報を得る機会を充実させる。また、これを市職員が市民として地域で活動するきっかけづくりにも生かしていく。

☆ 市民参加の体験の機会の充実（再掲）

市民参加の取組に関わりたい市職員に実践の場を確保するために、市民参加事業に参加を希望する市職員を全庁的に公募するプロジェクトを充実させる。

☆ 人事異動の柔軟な運用（再掲）

市政への市民参加や市民活動に関わる職場では、必要に応じて、事業やプロジェクトが終了するまで担当者を代えないなどの、人事異動のルール of 柔軟な運用を実施する。

☆ 研修の充実（再掲）

市民参加の制度や意義、ワークショップの手法などを学ぶ研修を市職員が一定期間内に必ず受講するようにカリキュラムを組む。

☆ 市民参加ガイドラインの充実

現在の市民参加ガイドラインを充実させ、市民参加の理念から実務上のルール、ノウハウやコツなどを盛り込む。

資料編目次

1	京都市市民参加推進フォーラム設置要綱	34
2	京都市市民参加推進フォーラム委員名簿	35
3	京都市市民参加推進フォーラムにおける審議，活動経過について	36
4	京都市市民参加推進フォーラムの活動	37
○	市民公募委員サロン	37
○	職員ワークショップ	38
	「市民参加を更に進めるためには？～事例をもとに職員の本音を出し合おう～」	
○	市民参加円卓会議	42
	「これからの協働社会のあり方を考える」	
5	平成22年度第1回市政総合アンケート調査について	44

1 京都市市民参加推進フォーラム設置要綱

(設置)

第1条 京都市における市民参加の一層の推進を図るため、行政への助言や提案を行うとともに、市民と行政の協働を推進する組織として「京都市市民参加推進フォーラム」（以下「フォーラム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 フォーラムの所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民参加の一層の推進を図るための行政への助言や提案
- (2) 地域における市民の自主的な活動の支援や市民の力を高める取組
- (3) その他市民参加を総合的に推進するための取組

(組織)

第3条 フォーラムは、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、4名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、最初の委員の任期は、平成16年3月31日までとする。
- 4 公募により選出された委員を除き、委員を再任することができる。

(座長及び副座長)

第4条 フォーラムに座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、座長が指名する。

(部会)

第5条 フォーラムは、第2条に掲げる取組を推進するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 フォーラムの事務は、総合企画局市民協働政策推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フォーラムに関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 京都市市民参加推進フォーラム委員名簿

氏名	役職名	部会	
		市政参加・情報提供	市民活動
石川 一郎	京都新聞社論説委員（平成22年10月～）	○	
井上 理砂子	京都新聞社論説委員（～平成22年9月）	○	
大角 安史	京都青年会議所副理事長（～平成22年12月）		○
大西 賢市	有栖川を考える会会長，右京区梅津自治連合会長		○
大室 悦賀	京都産業大学経営学部准教授	○	
小林 達弥	NPO法人アートテックまちなみ協議会副理事長	○	
榎木 拙	市民公募委員	○	
鈴木 暁子	ダイバーシティ研究所研究主幹		○
添田 五朗	市民公募委員		○
○谷口 知弘	同志社大学政策学部教授		○
◎土山 希美枝	龍谷大学法学部准教授	○	○
永橋 為介	立命館大学産業社会学部准教授	○	
中村 剛	京都青年会議所副理事長（平成23年1月～）		○
西田 洋之	きょうとNPOセンター副事務局長， 京都市市民活動総合センターセンター長		○
西野 桂子	NPO法人「音の風」代表理事		○
松本 よし子	市民公募委員		○
森本 純子	市民公募委員	○	

（敬称略，五十音順）

氏名の前の◎は座長，○は副座長を示す。

3 京都市市民参加推進フォーラムにおける審議、活動経過について

(審議会)

会議	開催月日	内容
第28回	6月28日	市政総合アンケート調査の項目について 平成22年度市民参加推進フォーラムの取組について
第29回	10月15日	新たな市民参加推進計画に盛り込む提言書案について
第30回	11月25日	新たな市民参加推進計画に盛り込む提言書案について

(市政参加・情報提供部会)

会議	開催月日	内容
第1回	7月13日	課題やアイデアについてブレインストーミング
第2回	7月29日	市政参加の各段階での参加手法の見える化
第3回	8月10日	市政参加の各段階での課題の検討
第4回	8月26日	市政参加の各段階での新たな取組の検討
第5回	11月16日	提言に盛り込む具体的な取組について

(市民活動部会)

会議	開催月日	内容
第1回	7月12日	課題やアイデアについてブレインストーミング
第2回	7月28日	地域コミュニティ活性化懇話会の議論の検証
第3回	8月10日	市民活動の課題の整理、他都市の取組の検証
第4回	8月26日	市民活動を支援する新たな取組の検討
第5回	11月15日	提言に盛り込む具体的な取組について

(勉強会)

会議	開催月日	内容
第27回	5月27日	市政総合アンケート調査の項目について
第28回	6月14日	市政総合アンケート調査の項目について
第29回	11月2日	具体的な取組内容に関するブレインストーミング
第30回	11月18日	提言に盛り込む具体的な取組について

(その他の活動)

会議	開催月日	内容
市民公募委員サロン	8月2日	審議会等の市民公募委員が集まり、市民参加のあり方について議論
職員ワークショップ	11月5日	市民参加の取組事例を職員間で共有するとともに、計画に盛り込むアイデアについて議論
市民参加円卓会議	12月5日	公募で集まった市民の方々に提言案を説明するとともに、提言に盛り込むアイデアについて議論

4 京都市市民参加推進フォーラムの活動

○市民公募委員サロン

1 日 時 平成22年8月2日（月） 午後6時45分から午後8時45分まで

2 場 所 こどもみらい館 第2研修室

3 参加者 市の設置する審議会等の市民公募委員13名（男9名，女3名）

※その他に5名の参加あり

市民参加推進フォーラム委員 3名

土山希美枝座長，小林達弥委員，西田洋之委員

新妻人平氏，木村寿夫氏（元市民参加推進フォーラム委員）

4 議論のテーマ等

「市民公募委員になって感じること～自由に語り合おう～」

※ワールドカフェ（カフェ的な雰囲気の中で気軽に議論する新しいワークショップの手法）を実施

5 議論で出された主な意見

○これまでの委員活動でやりがいを感じたこと

- ・意見が反映される。 ・意見が述べられる。 ・意見が評価される。
- ・様々な人と出会い視野が広がった。
- ・自己研鑽ができる。

○委員活動で困ったこと

- ・発言がどう反映されているのか分からない。
- ・公募委員が発言しても反応がないが，学識だと反応が早いのではないか。
- ・意見を言うことが目的になっている人がいる。
- ・ピントの合った意見となっているか不安に思う。
- ・何かの代表でない市民はどういう立場から発言をすればいいか分からない。
- ・委員数が多すぎて，全体の議論の進ちよくが分からない。
- ・委員や事務局と本音で話せる関係はできにくい。
- ・審議会等運営ガイドブックは，事務局にきちんと読まれているのか。

○委員活動が更に充実するために必要なこと

- ・市民からの意見に対して，きちんと返すことが重要。
- ・各審議会の役割が異なるので，それに応じた市民参加のやり方があるのではないか。
- ・市民公募委員サロンが市民公募委員をバックアップする。
- ・市民公募委員自身も勉強する。
- ・市民公募委員の背中を押してあげることも必要（座長や事務局の雰囲気づくり，会議の場のしつらえなど）。
- ・市民とあまり接していない市職員の意識をどう変えていくかを考える。
- ・本音で話すため，審議会委員や事務局との親睦の場があってもいいように思う。
- ・審議時間を増やすことが難しい場合は，議題について別途勉強する時間を設ける。

○ 職員ワークショップ「市民参加を更に進めるためには？」

～事例をもとに職員の本音を出し合おう～ 」

1 日 時 平成22年11月5日（金） 午前9時15分から正午まで

2 場 所 職員会館「かがわ」 大会議室

3 参加者 市職員 24名（うち2名は途中退出）

※その他に7名の参加あり

京都市市民参加推進フォーラム委員 5名

土山希美枝座長，大西賢市委員，小林達弥委員，西田洋之委員，松本よし子委員

その他関係者 2名

4 議論のテーマ等

京都市で行なわれている市民参加による4つの取組を市職員に紹介し，意見交換を行い，新計画に取り入れたらよいと思うアイデアについて議論

5 事例紹介・グループワークのまとめ

1班 京都市未来まちづくり100人委員会

① 事例で参考になったこと

- 100人委員会が，家でも職場でもない「サードプレイス（第3の場所）」としての役割を果たしていること。
- 多くの委員が次年度も継続を希望していることから，楽しい場であるのだと感じる。
- しゃんしゃんで終わる審議会に慣れてない市民が委員になっていることから，議論が活発になっている。（民間の感覚では，台本のある会議は不自然であり，審議会の中で市職員からの発言がないのも変。）
- 行政としては，100人委員会の運営をNPOの自主性に任せきるのがとても怖かったが，行政から口出ししたくてもそれを我慢することで新しい結果が出たということ。
- 他の審議会では，シナリオがあつてこなすだけの委員会が見られるが，クリエイティブでなく面白くない。アリバイ作りの審議会はだめ。

② アイデア

- 更に市民公募委員の比率を高めて議論を活性化したらいいのではないかな。特にクリエイティブな人がたくさん集まれるよう，数珠つなぎ的に委員から推薦を受けた市民を入れるとよいと思う。
- 民間ではトップと社員が対等に議論することが当たり前としているところもある。このような民間企業のやり方やシステムを取り入れることを新たな市民参加推進計画に盛り込んでどうか。市民参加で，行政のシステムを変えるくらいのことがあってもよい。
- 市民参加を面倒くさいものから達成感を得られるものにしていくための取組をしていければと思う。（まだ達成感まで行き着くことができていない職員がいる。）

2班 公園づくりに学ぶデザイン型ワークショップ

① 事例で参考になったこと

○ 住民のかかわりを深め（広げ）、主体性を育てるために

- ・ マンション住民を巻き込んだ（これまでの町内会の常識を変えた。）
- ・ ポスティング，会長との語り
- ・ 「のせる」ための働きかけ，声掛け

⇒ もしこれで広がらない場合は，行政のせいではなく，住民にニーズがないからで，そのような中では，ワークショップや市民参加の取組は必要ではないのではないか。

⇒ 住民にニーズがあつて，行政の仕事がある。地元が手を挙げやすくすることが大事。

○ 参加が少ない場合

- ・ 不参加の人へのフォローが必要
- ・ 参加の数にとらわれなくてもよい。
- ・ ワークショップに参加しなくても気にしてくれる住民はいる。

○ 前提条件をまず明示することが必要

- ・ ワークショップは，市民の言いなりになる場ではない。時には，専門家としてケンカが必要な場合も。
- ・ 技術職としては，トイレの配置の仕方，滑り台の向きなど，専門性が問われるが，一方で事務職と技術職の両者の視点も必要。

② 課題

○ 今困っていること

- ・ 現在取り組んでいるワークショップで，一部の地域の住民しか巻き込めず，積極的な参加が得られなかった事例

⇒ 住民にやる意義が見出せなかったのではないか。

⇒ 対象の選び方に問題があったのではないか。

⇒ 施策の中での位置づけが不明確であったのではないか。

⇒ 行政のデザインもまだできてないのではないか。

↓

◎ 行政の参加のデザインにどのような戦略があるかを考えること。

◎ 必要のないことまで参加の取組をしなくてよい。柔軟な運営でやり方で。

3班 東山の地域まちづくり

① 事例で参考になったこと

○ 六原学区運動会では，多世代の交流が進んで面白かったこと。地域の方からやっていただくと，「この程度でも」というよい意味での柔軟性が生まれたこと。

○ 行政は標準化する傾向があるが，本当に必要なものは例えば観光案内標識の手作りでもできるのではないかということ。

○ 清水五条陶板は，市民からの発想。「お金を出して欲しい」という声をそのまま受け止めるのではなく，どこにつなげるかという観点で動いたこと。

- 六原学区では、自治会組織がしっかりしており、キーウーマンの女性会の会長と日常的なコミュニケーションが取れていることが成功の秘訣。
- 地縁組織と志縁組織の結びつき
 - ・ 期待しすぎず、最初から役割分担などでしぼりつけないことが大切であること
 - ・ 学生の力をうまく生かしたこと
- 優先順位の付け方
 - ・ 住民の本気度、必要度で。
- 買い物支援
 - ・ 京都女子大の学生、区社協が関わっていることで取り組みが進められており、より多くのアクターとの関わりが必要であること。

② 課題

- 市の体制の強化（人を増やす、人材を育てる）
- 地域での人材の発掘や育成、人と人のつながりの広め方
- 行政と地域の協働のきっかけづくりが難しいときの対応

4 班 久我・羽束師地域のまちづくり

① 事例で参考になったこと

- 行政と住民とが対話をするときには、行政側が根本的な課題を整理し、客観的な視点で住民に提供し直してから話し合うことが大事
- 住民からの信頼を得るためには、話し合うこと、足しげく通うこと、行政は市民の味方ということ意識付けることが大切である。
- よく話を聞くことで、住民の要望の根底にある本当の問題が分かったこと。
- 有志の農家による朝市の取組が、会合に来たことのない他の農家を巻き込む形で参加を増やし、得意分野でまちづくりに参加してもらった事例は参考になった。
- 住民に丸投げすることなく、行政のやるべきことをしっかりやったうえで、住民としてもこうしてはどうかという形で持っていくことが大事である。

② 課題

- まちづくり推進課の働きかけが住民にどれだけ地域の中に浸透していけるか。代表が納得したらそれで済んだことになっていないか。特定の人以外の声を聞いて進める必要がある。（合意形成の難しさ）
- 行政側の課題と住民との課題にずれはないか。（行政は計画に沿って進めていくが、住民の持つその時々課題との間にずれはないか。）ずれがあったときには、それを同解消、すりあわせをするか。
- まちづくり推進課職員が住民と築き上げた信頼関係を人事異動で改めて築きなおさなくてはならない。組織の都合と住民の都合をどう解消するか。
- 新しい職員にまちづくりの面白さを伝え、職員の意識の向上を進める。

6 アンケートで出された主な意見

- 制度が整っても職員に市民参加の意識や理解が浸透しないと進まない。
- 紹介された事例が、現在取り組んでいて悩んでいることと類似していて、「これでええんや」という気持ちになれば、心理的負担が軽減した。
- ちびっこ広場などの公募職員による市民参加のプロジェクトは、やる気のある職員を引っ張っていくためにも、まだその気がない職員を成長させるためにも必要だと思う。
- いろいろな事例が聞けて良かった。これからも続けてほしい。

○ 市民参加円卓会議「これからの協働社会のあり方を考える」

1 日 時 平成22年12月5日（金）午後1時30分から午後4時40分まで

2 場 所 キャンパスプラザ京都 ホール

3 参加者 市民 19名

※その他に

・京都市市民参加推進フォーラム委員 8名

土山希美枝座長，谷口知弘副座長，大角安史委員，大西賢市委員，小林達弥委員，
添田五朗委員，西田洋之委員，松本よし子委員

・その他関係者 1名

4 議論のテーマ等

市民参加推進フォーラムが検討している提言書について説明し，提言の内容や参加者それぞれが考える協働社会について4つのテーマで議論

5 グループワークのまとめ

1班 市政の見える化による情報共有について

- ・ 市政に関心があると情報に辿り着きやすいが，関心のある人が情報を得にくい状況ではいけない。
- ・ 情報の入手方法は，人と人のつながりから。
- ・ 情報の道筋を伝える。市の取組のアピールが必要
→市民向けガイドブックを作成したらいい。どうせ作るのであれば，世代別（子ども，一般，高齢者など）があってもいい。
→こうしたものを転入者，学生に配布すれば，参加したくなるのではないか。
- ・ イベントの開催を案内する時に，前回の結果を分かるようにしたら興味を示してもらえるのではないか。
- ・ 学生も市民だが，自治会費を払わないと「地域」と関われないのか？関わりたい学生は絶対にいる。

2班 市政参加の制度と運用方法について

- ・ クレーム対応の見える化をしてはどうか。
→市長への手紙の返信をホームページに一部掲載している。
- ・ 基本計画では，素案に対する新たなパブコメの取組として，U35のメンバーが直接事業所に向向いて説明して意見を集めるイベントや「出前パブコメ」など意見を集める工夫を行った。市民に直接説明したことで，素案の内容を理解してもらえ，意見も多く集まった。
- ・ 参加意識が持てないのは，体感がないからではないか。自らが動かないことには，体感を持つことはできない。

3班 新たな担い手への支援（地縁・NPO等）について

- ・ 地縁活動は，ノルマがある，なかなか踏み込めない，入りにくいなどの課題がある。
→ まちづくり委員会は，想いさえあれば参加できる。既存の枠組みにとらわれず，拘束されない。
→ 学校運営協議会は，学区に住んでいれば参加できる。京都市は全国で一番進んでいるので，市

民活動の中に位置付けてほしい。(学校運営協議会は、地縁活動に志縁活動を取り込んだ新しい枠組みだと思う。)

- ・ 地縁組織では昔ながらの人が強い。まず市民の定義から「地縁」という言葉を否定して欲しい。
→ 地縁組織は現実として存在し、活動の実態があるのだから、存在を否定するのではなく、あるべき機能を果たせるようにすることの方が大事だと思う。
- ・ まちづくり推進課の機能強化というよりは、足りない部分は住民がやるべきという視点で新しい関係づくりをどう進めていくかという観点で記載すべきでないか。
- ・ なぜ協働かという原点を明確に記載すべき
- ・ 財政状況の厳しさではなく、また、お願いしてやってもらう市民でもなく、本来は市民自身がすべきことであることを明記する。
- ・ 外国人や障害者の市民参加の観点はいらないのか？(時代の変化)
- ・ 企業のCSRの特徴は押さえておくことが必要
- ・ 企業のCSRにも業種によって違いがある。一つは小売・流通のように地域に密着している企業は、そこで貢献することが直接増客につながるもの。もう一つは、メーカーなど直接地域で顧客に関わらないもので、自分の強みで貢献しているもの。

4 班 参加・協働・自治について

○ 志縁活動の現状と課題

- ・ 行政が市民活動へ支援するのは良いが、下請け化するのは避けなければいけない。
- ・ 起業するにはメンタル面が大きい、仕事は10%程度の負荷。別の支援が必要

○ 自治会活動のイメージ

- ・ 頑張っていることを大人が見ていない。過程を「見える化」しなくてはいけない。
- ・ 自治会活動で課題解決しているのか。市民から見て分かりにくい。自治会も課題を明確にするためにNPO化したらいいいのではないか。

○ 計画全般について

- ・ 官と民との役割分担を考えなくてはいいが、時代や人によって役割分担は変遷するので、自由に対応できる計画としたほうがよい。
- ・ 京都は大都会だが人との距離が近いという独自性がある。

○ 自治をつくるために必要な参加と協働について

- ・ 協働は社会の一員として課題解決に向かう取組である。
- ・ 限られた予算枠内で住民サービスを提供するには、知恵を出すしかない。
- ・ みんなで考える仕組みとして「市民参加」がある。自分が意見表明して他人の意見を聴く場をつくる必要がある。
- ・ 行政の領域を縮小して市民の領域を増加させていくことで住民自治に近づく。
- ・ 多様なセクターから提言される社会が望ましい。

○ アイデア

- ・ 「協働の日」を決めて共同でイベントを実施してはどうか。
- ・ 無作為抽出で選んだ市民で議論してみてもどうか。
- ・ 各区で目的毎につながる仕組みがあるといい。「むすぶネット」

5 平成22年度第1回市政総合アンケート調査について

- 1 調査テーマ 市民参加（市政への参加，市民活動）
- 2 調査目的 平成23年度を開始年度とする新たな市民参加推進計画の策定に当たり，市民の声をお伺いすることで，計画に盛り込む市民参加の手法や制度のあり方を検討するため
- 3 調査の方法等
 - (1) 調査の対象 20歳以上の市民3,000人
(住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出)
 - (2) 調査の方法 回答用紙への記入方式（郵送）
 - (3) 調査の期間 平成22年9月15日（水）～平成22年9月29日（水）
 - (4) 有効回収数 1,259（回収率 42.0％）
- 4 調査結果 報告書を作成し情報公開コーナーで閲覧に供するとともに，総合企画局市長公室広報担当ホームページ（＊）において公開

＊ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000091170.html>

＜主な調査結果について＞

市政への参加の取組の中で、参加したことがあるか、また知っているか

・・・問 1

- 前回（平成11年度）のアンケートと比べると、ほとんどの項目で「参加したことがある」「参加したことはないが知っている」を合わせた認知度が増加しており、市政への参加の取組を知っている市民が着実に増えています。

市民の皆さんの意見や要望を市政に反映していくための取組を、主に何で知ったか（複数選択）・・・問 2

- 7割以上の方が「市民しんぶん」、3割の方が「自治会・町内会の会合やニュース（回覧板を含む）」、2割以上の方が「市バス・地下鉄のポスター等の掲示物」や「新聞」と回答され、紙媒体による情報で市政情報を知られている方が多いことが分かりました。前回調査と比べると「市バス・地下鉄のポスター等の掲示物」、「自治会・町内会の会合やニュース（回覧板含む）」などが増加しています。

市政に参加できる機会があれば、参加したいと思うか・・・問 5, 問 6（イ）（複数選択）、問 7（複数選択）

- 「ぜひ参加したい」、「できる限り参加したい」と回答された方と「あまり参加したいと思わない」、「参加したくない」と回答された方はほぼ同じ割合で、それぞれ4割以上でした。
- 参加したいと思うことについて、4割以上の方が「地域の問題や課題を見つける」、3割弱の方が「問題解決のための計画や事業を企画・立案する」と回答され、市民自ら課題を見つけ、解決方法を企画することについて高い関心が示されました。
- 参加したくない理由について、4割弱の方が「参加する時間がない」と回答されました。

市民活動を活性化させるために京都市が行う取組として大切なこと（複数選択）

・・・問 10

- 5割以上の方が「活動に役立つ情報の提供」、次いで4割弱の方が「活動への理解や参加を促すための広報」と回答され、市民活動を活性化させるためには、京都市からの情報提供や広報が大切だと思っておられるという結果になりました。

市民と行政が知恵と力を合わせて、共に汗をかいてまちづくりを進めるようとする取組をどう考えるか・・・問 11

- 8割弱の方が「推進したほうがよい。」「どちらかというとな推進したほうがよい」と回答されており、市民参加の機会を単に行政が用意するだけではなく、市民の皆さんが市政や地域のまちづくりに主体的に参加する取組を進める方針に賛成されている結果になりました。

結果のあらまし

1 以下の取組の中で参加したか、又は知っているか

	参加したことがある	知っている	知らない
(1) 市が実施する各種のアンケート調査	9. 1 %	2 6. 8 %	5 8. 9 %
(2) モニター制度	1. 4 %	2 8. 4 %	6 4. 3 %
(3) 市長への手紙	1. 0 %	2 3. 7 %	6 8. 3 %
(4) 提案, アイデア, 名称・愛称等の募集	2. 1 %	5 1. 9 %	3 9. 6 %
(5) 審議会等の公募委員への応募	0. 4 %	1 8. 8 %	7 3. 6 %
(6) 審議会等の傍聴	1. 0 %	2 7. 6 %	6 4. 4 %
(7) 市民参加型フォーラム	2. 5 %	4 1. 3 %	4 9. 3 %
(8) ワークショップ	1. 3 %	2 8. 5 %	6 3. 1 %
(9) パブリック・コメント	0. 6 %	1 7. 0 %	7 4. 8 %
(10) 市が行う地元への説明会	3. 9 %	3 6. 4 %	5 3. 1 %

→ 参加又は知っている取組の上位は「提案, アイデア, 名称・愛称等の募集」, 「市民参加型フォーラム」

前回調査と比べると「参加したことがある」「知っている」を合わせた認知度が, ほとんどの取組で増加

2 市民参加の取組を何で知ったか

(1ですべて「知らない」と答えた方以外の回答)

・市民しんぶん	7 4. 7 %
・京都市のホームページ(「京都市情報館」)	5. 7 %
・市広報板	1 1. 1 %
・区役所等の窓口	6. 4 %
・市バス・地下鉄のポスター等の掲示物	2 2. 0 %
・ラジオ・テレビでの市広報番組	9. 1 %
・自治会・町内会の会合やニュース(回覧板含む)	3 0. 2 %
・新聞	2 0. 4 %
・ラジオ・テレビ(市広報番組以外)	7. 1 %
・インターネット(京都市以外のホームページ, ブログなど)	2. 7 %
・知り合いからの口コミ	8. 4 %
・その他	2. 7 %

→ 「市民しんぶん」が7割以上, 「自治会・町内会の会合やニュース」が3割

前回調査と比べると「市バス・地下鉄のポスター等の掲示物」「自治会・町内会の会合やニュース(回覧板含む)」などが, ほとんどの取組で増加

3 市民参加の取組に参加されなかった理由は何か

(1で1つも参加された方ことがない方の回答)

・参加の仕方がわからない・・・・・・・・・・・・・・・・	26.1%
・参加する時間がない・・・・・・・・・・・・・・・・	27.5%
・参加する時間が合わない・・・・・・・・・・・・・・・・	15.3%
・参加のテーマが自分にとっての課題でない・・・・・・・・	9.7%
・一緒に参加する仲間がいない・・・・・・・・・・・・・・・・	7.2%
・精神的、肉体的に負担がかかる・・・・・・・・・・・・・・・・	11.5%
・内容が難しい・・・・・・・・・・・・・・・・	7.7%
・参加しても市政に反映されるとは限らない・・・・・・・・	12.6%
・興味がない・気が進まない・・・・・・・・・・・・・・・・	20.6%
・その他・・・・・・・・・・・・・・・・	5.0%

→ 「参加する時間がない」「参加の仕方がわからない」がそれぞれ3割弱

前回調査と比べるとほぼ同様の結果

4 市政に対する市民の関わり方は、どのようなものが良いか

・直接、意見や考えを提案したり、協働したりする方がよい・・・・・・・・	30.6%
・市民の代表として選ばれた議員を通じて意見を 反映させるほうがよい・・・・・・・・・・・・・・・・	12.1%
・町内会や自治会の役員、様々な地域活動団体等の 代表者を通じて意見を反映させるほうがよい・・・・・・・・	36.6%
・行政に任せておけばよい・・・・・・・・・・・・・・・・	2.3%
・その他・・・・・・・・・・・・・・・・	2.1%
・よくわからない・・・・・・・・・・・・・・・・	12.1%

→ 「町内会や自治会の役員、様々な地域活動団体等の代表者を通じて意見を反映させるほうがよい」が4割弱

前回調査と比べるとほぼ同様の結果

5 市政に参加する機会があれば参加したいと思うか

・ぜひ参加したい・・・・・・・・・・・・・・・・	5.8%
・できるかぎり参加したい・・・・・・・・・・・・・・・・	34.7%
・あまり参加したいと思わない・・・・・・・・・・・・・・・・	32.9%
・参加したくない・・・・・・・・・・・・・・・・	8.4%
・わからない・・・・・・・・・・・・・・・・	14.4%

→ 「ぜひ参加したい」「できるかぎり参加したい」が合わせて4割以上

6 (ア) 参加したいと思う市政の分野はどのようなことか

(5で「ぜひ参加したい」「できるかぎり参加したい」と答えた方が回答)

・環境・清掃	37.5%
・福祉・保健	51.4%
・文化・スポーツ	32.9%
・観光振興	20.0%
・産業振興	13.9%
・教育	31.8%
・消防・防災	11.4%
・国際交流	13.3%
・景観	19.2%
・公共施設整備	20.0%
・道路・交通・河川	28.6%
・緑化・公園整備	22.9%
・住まい	14.9%
・その他	4.3%

→ 「福祉・保健」が5割以上、「環境・清掃」「文化・スポーツ」「教育」がそれぞれ3割以上

(イ) 特に参加したいと思う内容はどれか

(5で「ぜひ参加したい」「できるかぎり参加したい」と答えた方が回答)

・地域の問題や課題を見つける	40.8%
・問題解決のための計画や事業を企画・立案する	26.9%
・計画や事業を具体的に実施する	14.9%
・計画や事業の実施後に評価や点検をする	11.4%
・その他	2.0%

→ 「地域の問題や課題を見つける」が4割以上

(ウ) どのような方法で参加したいと思うか

(5で「ぜひ参加したい」「できるかぎり参加したい」と答えた方が回答)

・アンケート調査への協力	58.8%
・モニター制度への参加	36.1%
・市長への手紙	10.2%
・アイデア、名称・愛称等の提案	14.9%
・審議会等の公募委員への応募	7.8%
・審議会等の傍聴	11.0%
・市民参加型フォーラムへの出席	22.7%

・ワークショップへの出席・・・・・・・・・・・・・・・・	17. 1%
・パブリック・コメントの提出・・・・・・・・・・	8. 6%
・市が行う地元説明会への出席・・・・・・・・・・	21. 4%
・市の主催するイベント等の運営協力・・・・・・・・	16. 5%
・町内会・自治会や市民団体の活動を通じた提言や参加・・・・・・・・	25. 3%
・その他・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 2%

→ 「アンケート調査への協力」が6割弱,「モニター制度への参加」が4割弱

7 参加したくない主な理由は何か

(5で「あまり参加したいと思わない」「参加したくない」と答えた方が回答)

・参加する時間がない・・・・・・・・・・・・・・・・	35. 2%
・参加する時間が合わない・・・・・・・・・・	16. 9%
・一緒に参加する仲間がいない・・・・・・・・・・	9. 4%
・参加のテーマが自分にとっての課題でない・・・・・・・・	6. 0%
・精神的, 肉体的に負担がかかる・・・・・・・・	26. 2%
・内容が難しい・・・・・・・・・・・・・・・・	12. 7%
・参加しても市政に反映されるとは限らない・・・・・・・・	25. 0%
・議会があるから市民が直接市政に関わる必要はない・・・・・・・・	3. 1%
・興味がない・気が進まない・・・・・・・・・・	21. 2%
・その他・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 3%

→ 「参加する時間がない」が4割弱

8 市政に一層参加しやすくするために京都市がすべきことは何か

・ 市政に関する情報の発信・PR	41.4%
・ 市政に関する情報公開	41.1%
・ 市民参加の取組の情報提供	34.5%
・ 市民参加の取組の結果の公表，施策・事業への反映	29.8%
・ 政策づくりなど市政の様々な場面でより多くの参加の機会をつくること	19.1%
・ 政策提案など市民にとっての課題を積極的に提起する場の充実	17.6%
・ 市民に身近な課題についての参加機会の充実	36.2%
・ 全市民的な課題についての参加機会の充実	8.3%
・ 参加しやすい時間や場所に設定する	38.6%
・ 市民参加の手段を増やす	30.7%
・ その他	2.3%

→ 「市政に関する情報の発信・PR」「市政に関する情報公開」がそれぞれ4割以上
前回調査と比べると「市民に身近な課題についての参加機会の充実」が増加

9 これまでに最も多く参加されたことがある「市民活動」は何か

・ 自治会・町内会などの地域活動	42.6%
・ PTAなど学校関係の活動	8.5%
・ ボランティア団体，市民活動団体などの活動	4.0%
・ NPOの活動	1.3%
・ 職場・企業などが単位のボランティア活動	4.2%
・ その他	1.2%
・ 参加したことはない	23.4%

→ 「自治会・町内会などの地域活動」が4割以上
前回調査と比べると「NPOの活動」「職場・企業などが単位のボランティア活動」が増加

10 市民活動を活性化させるために京都市が行う取組はどのようなことが大切か

・活動に役立つ情報の提供	53.0%
・活動方法や組織運営に関する相談	13.2%
・活動の拠点となる場所の確保	18.7%
・活動への理解や参加を促すための広報	36.1%
・活動のネットワークづくり	23.9%
・活動に必要な財政上の支援	22.6%
・活動を支える人材の育成	27.4%
・「行政」と「自治会・町内会などやNPO・市民活動団体」 との連携・協働の推進	26.2%
・「自治会・町内会など」と「NPO・市民活動団体」 との連携・協働への支援	23.0%
・その他	2.1%
→ <u>「活動に役立つ情報の提供」が5割以上</u>	

11 「共汗」の観点から、市民参加の取組を積極的に進めることについてどのように考えるか

・推進したほうがよい	49.2%
・どちらかというと推進したほうがよい	28.0%
・どちらかというと推進しなくてよい	0.9%
・推進しなくてよい	1.0%
・どちらともいえない	12.5%

→ 「推進したほうがよい」「どちらかというと推進したほうがよい」が合わせて8割弱